

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成31年4月16日付け30林国経第130号林野庁経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																																																			
<p>別紙2 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準</p> <p>第2章 標準歩掛 第1・第2 (略) 第3 捕獲事業標準歩掛 1 ワナによる捕獲 (1)～(3) (略) (4) 作業歩掛 ① ワナ設置 ①-1 くくりワナ設置</p> <p style="text-align: right;">(10 基当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">数 量</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>易</th> <th>中</th> <th>難</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者B(特殊作業員)</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.42</td> <td style="text-align: center;">0.62</td> <td style="text-align: center;">0.83</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事者C(普通作業員)</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.42</td> <td style="text-align: center;">0.62</td> <td style="text-align: center;">0.83</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略) 2. 本歩掛は、ワナの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にワナを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。 ・&lt;易&gt;設置が比較的容易な場所の1基当たり設置時間：20分 ・&lt;中&gt;標準的な場所の1基当たり設置時間：30分 ・&lt;難&gt;設置が比較的困難な場所の1基当たり設置時間：40分 3. 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 4. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。 5. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の50%とし、必要な場合に計上する。 6. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。 ①-2～④-5 (略)</p> <p>2 (略) 第4 (略)</p>	名 称	規格	単位	数 量			摘 要	易	中	難	従事者B(特殊作業員)		人	0.42	0.62	0.83		従事者C(普通作業員)		人	0.42	0.62	0.83		諸 雑 費 率		%	1				<p>別紙2 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準</p> <p>第2章 標準歩掛 第1・第2 (略) 第3 捕獲事業標準歩掛 1 ワナによる捕獲 (1)～(3) (略) (4) 作業歩掛 ① ワナ設置 ①-1 くくりワナ設置</p> <p style="text-align: right;">(10 基当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者B(特殊作業員)</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事者C(普通作業員)</td> <td></td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">0.42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略) (新設)</p> <p>2. 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 3. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による100m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。 4. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の50%とし、必要な場合に計上する。 5. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。 ①-2～④-5 (略)</p> <p>2 (略) 第4 (略)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	従事者B(特殊作業員)		人	0.42		従事者C(普通作業員)		人	0.42		諸 雑 費 率		%	1	
名 称				規格	単位	数 量			摘 要																																											
	易	中	難																																																	
従事者B(特殊作業員)		人	0.42	0.62	0.83																																															
従事者C(普通作業員)		人	0.42	0.62	0.83																																															
諸 雑 費 率		%	1																																																	
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																
従事者B(特殊作業員)		人	0.42																																																	
従事者C(普通作業員)		人	0.42																																																	
諸 雑 費 率		%	1																																																	